

平成28年4月1日から 子どもの医療費助成の 対象年齢が拡大します！

18歳まで拡大！



小さな支えが大きな安心
子育て王国鳥取県

子どもの医療費助成とは

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を本人に代わり、県と市町村で負担する制度です。県内の医療機関で、受給資格証を保険証と一緒に提示して受診すると、窓口負担が軽減されます(院外薬局での薬代は無料です)。

ただし、保険外診療、入院時の食事療養標準負担額は除きます。

現行 / 入院・通院とも中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

➡ 平成28年4月1日から / 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
※要件は年齢のみです。

拡大の内容

青色の特別医療費受給資格証について

保護者の皆様へ

●新たに対象となる場合

平成28年4月1日から医療費の助成を受けるためには、**申請手続きが必要です。**

手続き方法は、市町村により異なります。**お住まいの市町村よりお知らせがありますので、それに従い手続きを行ってください。**

●既に小児の受給資格証をお持ちの場合

申請手続きは必要ありません。お住まいの市町村から新しい受給資格証を交付します。

交付方法は市町村により異なります。

平成28年4月からは、お住まいの市町村から交付された受給資格証により医療機関を受診してください。

申請手続き

※学校、保育園等でけがをした場合

学校、保育園等でけがをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。小児特別医療費助成制度(青色の特別医療費受給資格証)より、この災害共済給付制度が優先されます。手続きについては学校、保育園等へお問合せください。